

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 (平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	① 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	23・8・18	・	・

各欄の記入に当たっては、70ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税評価額	倍率			取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	宅地	自用(居住用)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	150.00㎡	11・11の2表の1の1	11・11の2表の1の1	12,000,000	国税 花子 (持分1/2)	6,000,000
								国税 一郎 (持分1/2)	6,000,000
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	150.00㎡	11・11の2表の1の1	11・11の2表の1の1	22,515,000	国税 花子 (持分1/2)	17,775,000
								国税 一郎 (持分1/2)	4,740,000
〃	〃	貸家建付地	文京区〇〇1丁目3番5号	163.07㎡		300,000	48,921,000	国税 花子	48,921,000
〃	〃	自用(未利用)	春日部市〇〇2丁目3番4号	200.00㎡		280,000	56,000,000	〃 (持分1/2)	28,000,000
								国税 一郎 (持分1/4)	14,000,000
								税務 幸子 (持分1/4)	14,000,000
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇1丁目1番	1,000.00㎡	(持分5,820)	427,500	8,550,000	〃	8,550,000
	(小計)						(147,986,000)		
〃	山林	普通山林	東京都〇〇郡〇〇13番2	30,000.00㎡		15	3,617,100	国税 一郎	3,617,100
	(小計)						(3,617,100)		
((計))							((151,603,100))		
家屋	家屋(鉄コ2・居宅)	自用家屋	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	93.00㎡		1.0	3,674,970	国税 花子	3,674,970
〃	家屋(鉄コ2・店舗)	貸家	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	93.00㎡		0.7	2,572,479	〃	2,572,479
〃	家屋(鉄コ3・店舗)	〃	文京区〇〇1丁目3番5号	184.50㎡		0.7	5,983,601	〃	5,983,601
〃	家屋(鉄コ10・居宅)	〃	春日部市〇〇1丁目1番(101号)	72.50㎡		0.7	12,044,900	税務 幸子	12,044,900
	(小計)						((24,275,950))		
有価証券	特定同族会社の株式(配当還元方式) 株〇〇		春日部市〇〇3丁目×番×号	1,000株		50	50,000	国税 花子	50,000
	(小計)						(50,000)		

(参考)

代償財産の書き方
 ・「種類」欄には「代償財産」と記入します。
 ・「細目」欄には他の財産と同様に記入します。
 ・「価額」欄には、その財産の価額を負数と正数で2段書します。例えば510万円の場合、「△5,100,000
 5,100,000」と記入します。

合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)			
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②				
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③				

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

第11表 (平23.7)

(資4-20-12-1-A4統..)

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表
(平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割		
		分 割 の 日	.	.	.		
財 産 の 明 細							
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量 単 価 倍 数	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額
有価証券	特定同族会 社の株式 (その他の方式)○○商事株	文京区○○ 1丁目3番5号	5,000株	13,800 円	69,000,000 円	国税 花子	69,000,000 円
	(小計)				(69,000,000)		
〃	上記以外の 株式	〇〇建設株	△△証券 春日部支店	10,000株 783 (東証)	7,830,000	国税 花子	7,830,000
〃	〃	〇〇石油株	〃	5,000株 719 (東証)	3,595,000	国税 一郎	3,595,000
〃	〃	〇〇電鉄株	〃	10,000株 556 (大証)	5,560,000	〃	5,560,000
〃	〃	〇〇電力株	〃	5,000株 2,820 (名証)	14,100,000	税務 幸子	14,100,000
	(小計)				(31,085,000)		
〃	公債	10年利付国債 第×××回	〃		3,158,700	税務 幸子	3,158,700
〃	社債	一般事業債○○ 第×回第×号	〃		3,432,000	〃	3,432,000
	(小計)				(6,590,700)		
〃	証券投資信託 の受益証券	〇〇投資 〇〇 ファンド	〃	200口 8,310	1,662,000	税務 幸子	1,662,000
〃	貸付信託の 受益証券	〇〇信託銀行 貸付信託○号○回	〇〇信託銀行 △△支店		5,240,700	国税 一郎	5,240,700
	(小計)				(6,902,700)		
((計))					((113,628,400))		
現金預貯金等	現金	春日部市○○○ 3丁目5番16号			450,000	国税 花子	450,000
〃	普通預金	〇〇銀行 〇〇支店			2,184,100	〃	2,184,100
〃	定期預金	〃			19,808,910	国税 一郎	19,808,910
〃	〃	〃			23,954,500	国税 花子	23,954,500
〃	普通預金	××銀行 ××支店			3,676,701	国税 一郎	3,676,701
〃	定期預金	〃			31,084,132	税務 幸子	31,084,132
合 計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)					
分 割 財 産 の 価 額	①	円	円	円	円	円	円
未 分 割 財 産 の 価 額	②						
各 人 の 取 得 財 産 の 価 額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

第11表 (平23.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 (平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	分割が確定した財産	
		分割の口				取得した人の氏名	取得財産の価額
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。							
財産の明細							
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の氏名
				固定資産税評価額	倍	円	円
((計))						((81,158,343))	
家庭用財産	家具等一式		春日部市〇〇〇3丁目5番16号			2,500,000	国税 花子 2,500,000
((計))						((2,500,000))	
その他の財産	生命保険金等					35,750,657	国税 一郎 35,750,657
//	//					24,646,951	税務 幸子 24,646,951
	(小計)					(60,397,608)	
//	退職手当金等					30,000,000	国税 花子 30,000,000
	(小計)					(30,000,000)	
//	立木	ひのき 45年生	東京都〇〇郡 〇〇13番2	3ha	1,011,000	2,578,050	国税 一郎 2,578,050
	(小計)				0.85	(2,578,050)	
//	その他	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号			24,500,000	国税 一郎 24,500,000
//	//	未収家賃 (〇〇商事株)	文京区〇〇 1丁目3番5号			538,350	国税 花子 538,350
//	//	絵画 (〇〇作××他)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	3点	(別紙のとおり)	7,212,350	" 7,212,350
	(小計)					(32,250,700)	
((計))						((125,226,358))	
[[合計]]						[[498,392,151]]	
合	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)		国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
計	分割財産の価額 ①	498,392,151 円	256,646,350 円	129,067,118 円	112,678,683 円		円
表	未分割財産の価額 ②						
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683		

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11-11の2表の付表4の1の①に記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。

第11表 (平23.7)

(資4-20-12-1-A4続…)

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第11の2表
(平成21年4月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	平成21年分	春日部税務署	24,626,035 円		
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	氏名 (各人の合計)		円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)	24,626,035	24,626,035	円	円	円
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②⑨欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	国税 一郎	21-5-14	有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)	〇〇商社株	文京区〇〇1-113番5号	2,000株	14,625,000 円
1	〃	21-5-14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店		10,001,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11-11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11-11の2表の付表3の②の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11-11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

特例の適用に当たり該当する明細の番号(1)～(3)に○印を付けます。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人 国税 太郎

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します(裏面参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得した全ての人の氏名

国税 花子	国税 一郎
税務 幸子	

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」とおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式会社等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積)	③ 特例適用残面積(①-②)
	400㎡	400 ㎡	0 ㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算			
④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{3}{10}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{3}{10})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額(⑤-⑥)
円	円	円	円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算			
⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{3}{10})$ 又は $(⑧ \times \frac{7}{4})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑩欄は、「 $(⑧ \times \frac{3}{10})$ 」により計算します。
3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「 $(⑧ \times \frac{7}{4})$ 」により計算します。

第11・11の2表の付表1 (平成21年4月分以降用)

59ページから63ページまでの明細は、「小規模宅地等の特例」の適用を受ける場合に記入します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

F D 3 5 4 3

被相続人 国税 太郎

⑤欄から⑦欄の記載例は、62ページを参照してください。

1 小規模宅地等の明細		この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。		
選択した小規模宅地等	1	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額	
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額		
	2	① 国税 花子	⑤	m ²
		② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥	円
		③ 75.000000	⑦	円
		④ 237000000		円
	3	① 国税 一郎	⑤	m ²
		② 同上	⑥	円
		③ 75.000000	⑦	円
		④ 300000000		円
4	① 国税 花子	⑤	m ²	
	② 同上	⑥	円	
	③ 75.000000	⑦	円	
	④ 300000000		円	
	①	⑤	m ²	
	②	⑥	円	
	③	⑦	円	
	④		円	

第11・11の2表の付表2の1(平成22年4月分以降用)

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
 (1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 (2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「貸貸割合」が「1」でない場合
 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
 3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等」欄の「面積」及び「⑦ 評価額」を③欄、④欄に記入します。

「2 左記宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄、④欄に記入します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{第11・11の2表の} \\ \text{付表2の2の④、} \\ \text{⑤の面積の合計} \end{array} \right) \text{ m}^2 + \left(\begin{array}{c} \text{第11・11の2表の} \\ \text{付表2の2の⑦の} \\ \text{面積の合計} \end{array} \right) \times \frac{5}{3} + \left(\begin{array}{c} \text{第11・11の2表の} \\ \text{付表2の2の⑥の} \\ \text{面積の合計} \end{array} \right) \times 2 = \left[\text{合計} \right] \text{ m}^2 \leq 400\text{m}^2$$

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、13ページの【特例の適用を受ける宅地等】を参照してください。

第11・11の2表の付表2の3 (平成22年4月分以降用)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細 (その3)

被相続人 国税 太郎

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

- (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 (2) 上記2に該当する場合には、⑤欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	300 m ²
	相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積 (m ²)	評価額 (円)
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業 (貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	③ 150	⑨ 47,400,000
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に於いて継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 150	⑫ 60,000,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

- (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあな分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等 (1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	国税 花子	④持分割合	1 / 2		
	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等 (1-2)		
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)
A	②×④	⑧×④			
B	③×④	⑨×④	75	23,700,000	
C	④×④	⑩×④			
D	⑤×④	⑪×④			
E	⑥×④	⑫×④	75	30,000,000	
F	⑦×④	⑬×④			

宅地等の取得者氏名	国税 一郎	⑤持分割合	1 / 2		
	1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等 (1-2)		
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)
A	②×⑤	⑧×⑤			
B	③×⑤	⑨×⑤	75	23,700,000	
C	④×⑤	⑩×⑤			
D	⑤×⑤	⑪×⑤			
E	⑥×⑤	⑫×⑤	75	30,000,000	
F	⑦×⑤	⑬×⑤			

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

FD3543

被相続人 国税 太郎

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※この項目は記入する必要がありません。

1 小規模宅地等の明細									
この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。									
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	<table border="1"> <tr> <td>① 特例の適用を受ける取得者の氏名</td> <td>⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積</td> </tr> <tr> <td>② 所在地番</td> <td>⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額</td> </tr> <tr> <td>③ 取得者の持分に応ずる面積</td> <td>⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)</td> </tr> <tr> <td>④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額</td> <td></td> </tr> </table>	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額	③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積							
	② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額							
	③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)							
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額								
	<table border="1"> <tr> <td>① 国税 花子</td> <td>⑤ 37.5 m²</td> </tr> <tr> <td>② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号</td> <td>⑥ 5,925,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m²</td> <td>⑦ 17,775,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ <input type="text" value="23700000"/> 円</td> <td></td> </tr> </table>	① 国税 花子	⑤ 37.5 m ²	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 5,925,000 円	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 17,775,000 円	④ <input type="text" value="23700000"/> 円	
	① 国税 花子	⑤ 37.5 m ²							
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 5,925,000 円							
	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 17,775,000 円							
	④ <input type="text" value="23700000"/> 円								
	<table border="1"> <tr> <td>① 国税 一郎</td> <td>⑤ 75 m²</td> </tr> <tr> <td>② 同上</td> <td>⑥ 18,960,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m²</td> <td>⑦ 4,740,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ <input type="text" value="23700000"/> 円</td> <td></td> </tr> </table>	① 国税 一郎	⑤ 75 m ²	② 同上	⑥ 18,960,000 円	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 4,740,000 円	④ <input type="text" value="23700000"/> 円	
	① 国税 一郎	⑤ 75 m ²							
	② 同上	⑥ 18,960,000 円							
	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 4,740,000 円							
	④ <input type="text" value="23700000"/> 円								
	<table border="1"> <tr> <td>① 国税 花子</td> <td>⑤ 75 m²</td> </tr> <tr> <td>② 同上</td> <td>⑥ 24,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m²</td> <td>⑦ 6,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ <input type="text" value="30000000"/> 円</td> <td></td> </tr> </table>	① 国税 花子	⑤ 75 m ²	② 同上	⑥ 24,000,000 円	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 6,000,000 円	④ <input type="text" value="30000000"/> 円	
	① 国税 花子	⑤ 75 m ²							
	② 同上	⑥ 24,000,000 円							
	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 6,000,000 円							
	④ <input type="text" value="30000000"/> 円								
<table border="1"> <tr> <td>① 国税 一郎</td> <td>⑤ 75 m²</td> </tr> <tr> <td>② 同上</td> <td>⑥ 24,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m²</td> <td>⑦ 6,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ <input type="text" value="30000000"/> 円</td> <td></td> </tr> </table>	① 国税 一郎	⑤ 75 m ²	② 同上	⑥ 24,000,000 円	③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 6,000,000 円	④ <input type="text" value="30000000"/> 円		
① 国税 一郎	⑤ 75 m ²								
② 同上	⑥ 24,000,000 円								
③ <input type="text" value="75"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦ 6,000,000 円								
④ <input type="text" value="30000000"/> 円									
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>③ <input type="text" value="00"/> . <input type="text" value="000000"/> m²</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>④ <input type="text" value="00000000"/> 円</td> <td></td> </tr> </table>	①	⑤	②	⑥	③ <input type="text" value="00"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦	④ <input type="text" value="00000000"/> 円		
①	⑤								
②	⑥								
③ <input type="text" value="00"/> . <input type="text" value="000000"/> m ²	⑦								
④ <input type="text" value="00000000"/> 円									

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
 (1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 (2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「貸割割合」が「1」でない場合
 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 ⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
 3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

(第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計)
75 m²

+

(第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計)
150 m²

×

5/3

+

(第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計)
37.5 m²

×

2

=

〔 合 計 〕
400 m²

≤

400m²

第11・11の2表の付表2の1 (平成22年4月分以降用)

⑬欄の金額を記入します。

この明細は、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林について、「特定計画山林の特例」(16ページ参照)の適用を受ける場合に記入します。

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4 (平成21年4月分以降用)

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①	②	③	④
						立木・土地等の価額	①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	課税価格に算入する価額 (①-③)
	()	()			ha	円	円	円	円
	()	()							
	()	()							
	()	()							
合計				立木 土地等 合計			A		

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①	②	③	④
	届け出た税務署名						立木・土地等の価額	①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	課税価格に算入する価額 (①-③)
		()	()			ha	円	円	円	円
		()	()							
		()	()							
		()	()							
合計					立木 土地等 合計			B		

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額
この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B	円
-------	---

(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

国税 太郎

第13表
(平成21年4月分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

種類	細目	債務の明細			金額	負担することが確定した債務	
		債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限		負担する人の氏名	負担する金額
公租公課	23年分 固定資産税	春日部市役所		23・1・1 ・	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
〃	〃	文京都税事務所		23・1・1 ・	250,800	〃	250,800
〃	〃	〇〇町役場		23・1・1 ・	4,800	〃	4,800
〃	23年分所得税 (準確定申告)	春日部税務署		23・5・10 ・	310,800	〃	310,800
〃	22年分 住民税	春日部市役所		23・1・1 ・	510,700	〃	510,700
銀行 借入金	証書 借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	19・12・14 27・12・14	22,633,340	〃	22,633,340
合	計				24,056,340		

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。なお、「細目」欄は次の事項を記入します。
(公租公課)
所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
(銀行借入金)
当座借越、証書借入れ、手形借入れ
(未払金)
未払金の発生原因
(買掛金)
記入の必要はありません
(その他)
債務の内容

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	23・5・14	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	23・5・14	150,600	〃	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	23・5・14	100,900	〃	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	23・5・14	20,300	〃	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	23・5・14	1,500,000	〃	1,500,000
その他	(別紙のとおり)	・	87,800	〃	87,800
合	計		3,359,600		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 務	負担することが確定した債務 ①	円 24,056,340	円	円 24,056,340	円	円
	負担することが確定していない債務 ②					
	計 (①+②) ③	24,056,340		24,056,340		
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用 ④	3,359,600	3,359,600			
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
	計 (④+⑤) ⑥	3,359,600	3,359,600			
合	計 (③+⑥) ⑦	27,415,940	3,359,600	24,056,340		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③③、③④及び③⑤欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (平成21年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				②の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額 (①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量		
1	国税 花子	23・1・7	土地	宅地	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	50.00㎡	20,000,000	20,000,000
2	〃	21・6・1	現金 預貯金	現金	〃		1,000,000	1,000,000
3	税務 幸子	21・6・1	〃	〃	〃		2,000,000	2,000,000
4								

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額

氏名 (各人の合計)	国税 花子	税務 幸子			
④金額	3,000,000	1,000,000	2,000,000		

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者) (受贈財産の番号)

私 国税 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含む。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
- 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)した相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量 価額		
23・10・3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000	日本赤十字社
〃						
合 計					2,000,000	

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(平23.7)

(資4-20-15-A4統一)

適用を受ける特例に係る番号(1)~(4)を○で囲んでください。

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）などの別
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家屋	家屋（構造・用途）、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具、その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有価証券	特定同族会社の株式、出資	その銘柄 ※「特定同族会社」については、下の（注）を参照してください。
	上記以外の株式、出資	
	公債、社債	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
家庭用財産		その名称と銘柄
その他の財産（利益）	生命保険金等	
	退職手当金等	
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

（注） 特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に添付し提出していただく主な書類は次のとおりです。
 なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

(1) 一般の場合 (2)～(7)の特例等の適用を受けない場合)

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	相続時精算課税適用者がいる場合には、被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 小規模宅地等の特例 (12ページ参照) の適用を受ける場合

①	戸籍謄本	
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)	
④	申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)	
⑤	特定居住用宅地等の場合	イ 住民票の写し ロ 戸籍の附票の写し ハ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、取得者又はその配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類
⑥	特定事業用宅地等の場合	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用宅地等の場合	イ 特例の対象となる法人の定款 (相続開始の時に効力を有するものに限る。) ロ 特例の対象となる法人の相続の開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類 (特例の対象となる法人が証明したものに限る。)

(注) ⑤～⑦に該当する場合には、①～④の書類とともに該当する書類を提出してください。

⑤に該当する場合で同居していない親族が取得した場合にはイ～ハの書類を、同居している親族が取得した場合にはイの書類を提出します。なお、配偶者が取得した場合にはイ～ハの書類の提出は不要です。

(3) 特定計画山林の特例 (16ページ参照) の適用を受ける場合

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	市町村長等の認定を受けた森林施業計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(4) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例 (17ページ参照) の適用を受ける場合

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	その他特例の適用要件を確認する書類

(5) 配偶者の税額軽減 (8ページ参照) の適用を受ける場合

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)

(6) 農地等についての相続税の納税猶予の特例 (18ページ参照) の適用を受ける場合

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤	担保提供関係書類 (72ページの2の「(1) 延納申請を行う場合」を参照。)

(注) 特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合には「特定貸付けに関する届出書」及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。

※ 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が申告書の提出期限後となるときで、申告書に届出書を添付して提出できない場合には、申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出し、届出書は特定貸付けを行った日から2月以内に提出します。

(7) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（22ページ参照）の適用を受ける場合

①	戸籍謄本
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	会社の貸借対照表及び損益計算書
⑦	会社の登記事項証明書
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供関係書類 ※ 担保提供関係書類の主なもの（担保が特例非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） (2) 出資の持分の場合 質権設定の承諾書、印鑑証明書、特例非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受ける経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）

2 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（32ページ参照）を行う場合

①	延納申請書、金銭納付を困難とする理由書、担保目録及び担保提供書、不動産等の財産の明細書
②	担保提供関係書類 ※ 担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） 登記事項証明書（登記簿謄本）、固定資産税評価証明書など土地の評価の明細、抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（33ページ参照）を行う場合

①	物納申請書、金銭納付を困難とする理由書、物納財産目録
②	物納手続関係書類（登記事項証明書（登記簿謄本）、公図、所在図その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート (1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予」の特例を受ける場合には、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のチェックシートを使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。
- 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できませんのでご注意ください。
- 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称： _____

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
被相続人	相続の開始前のいずれかの日	○ 会社の代表権 (制限が加えられたものを除きます。以下同じ。) を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の直前 (注1)	① 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ② 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
後継者 (相続人等)	相続の開始の直前	① 被相続人の親族ですか。 ② 会社の役員ですか (確認不要の場合を除きます。)(注4) ③ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか (確認不要の場合を除きます。)(注4)	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 認定書の写し
	相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の時	① 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
相続の開始の時から申告期限まで	○ 特例非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など	
会社	相続の開始の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。(注4) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書を参照願います。

被相続人氏名 _____

相続人等 (特例適用者) _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（平成23年6月29日以前用） 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート（2面）

- 注1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第6条第1項第8号トに該当したときは、経済産業大臣の確認が不要です。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 10 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令第199号による改正前のものをいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。（注）担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書（相続開始の日以後に作成されたものに限りです。）	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限りです。）	<input type="checkbox"/>
3	相続開始の時における会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	<input type="checkbox"/>
4	後継者の戸籍謄本又は抄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	<input type="checkbox"/>
5	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	相続開始の時における会社の従業員数証明書（円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。）	<input type="checkbox"/>
7	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
特定受贈同族会社株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写しなど
	② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。	はい	いいえ	
	③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい	いいえ	
特定同族株式等	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	いいえ	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

	提出書類	チェック欄
	後継者（相続人等）が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

（注） 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

（平成23年6月30日以降用） 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート（1面）

（はじめにお読みください。）

- このチェックシートは、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予」の特例を受ける場合には、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のチェックシートを使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。
- 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できませんのでご注意ください。
- 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料	
被相続人	相続の開始前のいずれかの日	○ 会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じ。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の直前（注1）	① 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3） ② 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者（後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
後継者（相続人等）	相続の開始の直前	① 被相続人の親族ですか。 ② 会社の役員ですか（確認不要の場合を除きます。）。（注4） ③ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか（確認不要の場合を除きます。）。（注4）	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 認定書の写し
	相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の時	① 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3） ② 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	相続の開始の時から申告期限まで	○ 特例非上場株式等の全てを保有していますか。（注5）	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
会社	相続の開始の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。（注4） ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注6） ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注7）・（注8） ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注9） ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注10） ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書を参照願います。

被相続人氏名 _____
相続人等（特例適用者）
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（平成23年6月30日以降用） 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート（2面）

- 注1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第6条第1項第8号トに該当したときは、経済産業大臣の確認が不要です。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 7 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 8 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 9 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 10 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。（注）担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書（相続開始の日以後に作成されたものに限りです。）	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限りです。）	<input type="checkbox"/>
3	相続開始の時ににおける会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	<input type="checkbox"/>
4	後継者の戸籍謄本又は抄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	<input type="checkbox"/>
5	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	相続開始の時ににおける会社の従業員数証明書（円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。）	<input type="checkbox"/>
7	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写しなど
	② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。	はい	いいえ	
	③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい	いいえ	
特定同族株式等	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	いいえ	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

	提出書類	チェック欄
	後継者（相続人等）が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

（注） 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
- 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

<p>遺 産 分 割 協 議 書</p> <p>被相続人朝日太郎（平成二十三年一月二十八日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決</p>	<p>一 相続人朝日花子が取得する財産</p> <p>(1) 武蔵野市南北町四丁目八番 宅地 参百貳拾八平方メートル 右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル 右居宅内にある家財一式 ○電力株式会社の株式 壹千株 株式会社 ○製作所の株式 壹千五百株 ………</p>	<p>二 相続人朝日一郎が取得する財産</p> <p>(1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株 ○銀行 ○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 八百万円 ………</p>	<p>三 相続人朝日次郎が取得する財産</p> <p>(1) 株式会社朝日商店の株式 四万株 ○信託銀行 ○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 参百五拾万円 洋画 ○作「風景」ほか四点 ………</p>	<p>四 相続人夏野春子が取得する財産</p> <p>(1) 国分寺市東西町五丁目六番 宅地 八拾九平方メートル ○社債 券面額 六百万円 現金 七拾万円 ………</p>	<p>五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する</p> <p>○銀行 ○支店からの借入金</p> <p>右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。</p> <p>平成二十三年五月十四日</p> <p>武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日花子 印</p> <p>武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日一郎 印</p> <p>武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日次郎 印</p> <p>三鷹市上下式丁目五番地 朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印</p> <p>国分寺市東西町五丁目六番地 相続人 夏野春子 印</p>
---	--	--	--	---	--